常駐フリーの皆さんへ

働くうえで困っていることや不安なことはありませんか？

「常駐フリー」とは、業務委託契約を結んでいて、出版社等に出向いて社員の指示のもとで働いている人のことです（今は在宅勤務を許されて／指示されている人も）。「偽装フリーランス」、「偽装請負」などとも呼ばれています。身近なところに、こんな働き方をしている人はいませんか？

私たち出版ネッツは、出版・Web関連で働くフリーランスのユニオンです。
ライター、編集者、校正者、デザイナー、イラストレーター、漫画家、カメラマンなどが加入しています。
アンケート調査の実施や、労働相談を受け解決に向けて取り組んでいます。

【解決・交渉事例】

◆契約打ち切り：一方的契約打ち切りを撤回させ、話し合いで会社が3か月分の報酬を支払うことで円満退職（編集者）

◆通勤災害：車での通勤途中、追突事故に遭い、労働基準監督署に労災申請。2023年10月、労災認定がおりた（カメラマン）

◆長時間労働とパワハラ：辞めることを前提に、ハローワークに雇用保険加入を請求。加入が認められ、失業手当を受けることができた（編集・相談業務など）

◆報酬アップ：20年以上上がっていなかった報酬アップを交渉。要求の10％アップは実現しなかったが、数パーセントのアップが得られた（編集・校正）

◆育児休業取得：父親が2カ月の育児休業を取得。復帰後も、1日の勤務時間短縮等を要望し、受け入れられた（校正）

一人で悩まず、ユニオン出版ネッツに相談してください。

●連絡先：出版ネッツ総合窓口（常駐フリー）：https://union-nets.org/rf

TEL:03-3816-2911（出版労連）　※相談内容の秘密は厳守します。相談は無料です。

こんな不安や要望はありませんか？

■ インボイス制度の導入で、消費税分10％を報酬から引くと言われたけれど、これってどうなの？

■ 十何年も働いているが、報酬は据え置かれたまま。あらゆる物価が上がっている中、報酬を上げてほしい

■ 時給制から月額固定給制になった。働かせ放題プランは問題があるのでは？

■ 有給休暇が欲しい。夏季休暇などまとまった休みがほしくても言い出せない

■ 派遣社員と同様の働き方をしているのに、有給休暇、交通費の支給はなく、雇用保険や健康保険など各種保険にも加入できない

■ 常駐からはずされるとき、告知が1週間前というのは違法ですよね？

■ 常駐先の会社に雇用された事例を聞いたのですが、ユニオンに入れば交渉できますか？

国も動き出しました

現在、厚労省「労働基準法における『労働者』に関する研究会」において、「労働者」か「フリーランス」かを判断する基準の見直しの検討が行われています。

フリーランス法施行！

企業から受注した仕事を個人として行うフリーランスに適用されます。

公正取引委員会フリーランス法特設サイト
https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/

労働基準監督署に「労働者かもしれないフリーランス」のための相談窓口が設置されています

詳しくは右の二次元コードから厚生労働省のWebサイトに掲載されている報道発表資料をご覧ください。

あなたの働き方、「労働者」？ 「フリーランス」？

厚生労働省が公開している働き方の自己診断チェックリストをやってみましょう。

Slackワークスペース「常駐フリーしゃべり場」稼働中！

常駐フリー同士が情報交換や気軽な相談をできる「しゃべり場」を設けています。出版ネッツの組合員でなくても参加できます。

参加申し込みは、こちらから→
https://x.gd/GPXX7